

あわら市サテライトオフィス誘致補助金概要

補助金交付対象者	補助要件(指定要件)	補助対象経費等	補助率及び補助加算額	1事業所当たりの交付限度額	補助交付額
オフィスをあわら市内に設置する 県外事業者	次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。 1 事業者が次のいずれかを満たすこと。 (1) 新規立地 (2) 新規立地時の事業開始から10年以内に着手する2回目以降の新設又は増設 2 事業者が次のいずれかを満たすこと。ただし、事業開始から3年以内において、市に申請書が提出された日に雇用されていた市内に住民票を有する者が、退職又は転属した場合は、その数は新規雇用者数から除くものとし、退職者が出た場合は、採用等することにより、要件を満たさなければならない。 (1) 事業開始1年以内にU・Iターン者の新規雇用1名以上 (2) 事業開始1年以内に新規雇用3名以上 3 5年以上事業を行うこと。	1 土地建物取得費・改修費	5/10	1 補助要件の欄第2項第1号の要件を満たす事業所の場合 3年間で750万円 2 補助要件の欄第2項第2号の要件を満たす事業所の場合 3年間で1,500万円	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる (1) 1年目 土地取得契約締結日又は着手日から事業開始1年後までに要した補助対象経費に対し、補助率を乗じて得た額(千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額) (2) 2年目 事業開始後1年経過した日の翌日から起算して1年間に要した補助対象経費に対し、補助率を乗じて得た額(千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額) (3) 3年目 事業開始後2年経過した日の翌日から起算して1年間に要した補助対象経費に対し、補助率を乗じて得た額(千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)
		2 土地建物賃借料			
		3 事務機器等取得費			
		4 事務機器等リース料			
		5 通信回線料	10/10		
		6 住居賃借料(12ヵ月)	5/10	180万円	事業開始から3年間のうちの12ヶ月間に、新規雇用者(U・Iターン者に限る。)の住居賃借料で補助事業者が支援した経費に補助率を乗じて得た額
		7 U・Iターン者新規雇用加算費	1人につき30万円	270万円	1年につき新規雇用者におけるU・Iターン者の数に補助加算額を乗じて得た額
		8 子育て世帯(U・Iターン者)雇用加算費	1世帯につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 中学3年生までの子が1人の場合 30万円 (2) 中学3年生までの子が2人の場合 40万円 (3) 中学3年生までの子が3人以上の場合 50万円	450万円	1年につき中学3年生までの子が世帯員に含まれる世帯(新規雇用U・Iターン者が世帯主の場合に限る。)の数に補助加算額を乗じて得た額

備考 子育て世帯(U・Iターン者)雇用加算費について、補助事業者が別途支援した経費がある場合において、当該経費がこの表に掲げる補助加算額に満たないときは、この表の規定にかかわらず、当該経費を補助交付額とする。